

学校法人会計の特徴や企業会計との違い等について

本学園は、私立学校振興助成法に基づき、国及び地方公共団体から補助金の交付を受けていますので、文部科学大臣の定める基準（学校法人会計基準）に従って会計処理を行っており、財務計算に関する書類を、所轄庁に届け出しています。

なお、学校法人会計基準による様式は補助金交付の観点からの表示区分となっているため、一般の企業会計による計算書とは異なっています。

学校法人会計基準は、国または都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての基準として、文部科学大臣が定めたものです。

この基準の内容は、学校法人の特性、すなわち、私立学校の公共性が極めて高く、安定性、継続性が特に強く求められること、このため、営利企業と異なり、剰余が多いほどよいというものではなく、むしろ長期にわたって収支の均衡をとることが求められること等を踏まえたものとなっています。

学校法人会計基準は、昭和 45 年、私立学校の経常的経費に対する国の補助制度が創設されるに当たり、公費により経常費補助を行うためには、当該補助金を受ける学校法人の公共性が一層高められ、適正な会計処理が行われることが前提となることから、統一的な会計処理を行うための基準として、昭和 46 年に制定されました。

このような目的から制定されたものであるため、学校法人会計基準は、私立学校振興助成法により、国または都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人に適用されるものとされています。

学校法人の会計は、教育研究上の要求と財政上の諸条件との持続的な調和を図り、学校法人の永続的な維持を可能にするための計測の指針を提供するものであり、同時に、学校法人の諸活動の合理的な決定とその実行結果についての判断に資する資料を提供する観点から、的確に処理されなければならないものです。

学校法人にあっては、永続的に教育研究活動を行えるよう必要な校地や校舎等の基本財産を健全に維持することが必要であり、さらに、長期的にみて収入と支出のバランスをとることが特に重要です。このことは学校法人の根幹ともいべき基本的な考え方であり、これを実現するために「基本金」の制度が取り入れられています。

学校法人が学校を運営していくために必要な基本的な資産は、学校が存立している限り、当然、継続的に保持しなければならないものです。

この基本的な資産の金額を「基本金」という形で維持するという考え方は、学校法人会計基準の最も特徴的なものの一つです。

学校法人会計基準には、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」と定められており、基本金の取崩しができるのは学校等の廃止、定員の縮小等の場合などに限定されています。

消費収支計算書においては、帰属収入から基本金組入額を先に差し引くという手法がとられています。

一般に、消費収支差額は「黒字」であるか「赤字」であるかを表していると誤解されやすいのですが、そもそも、学校法人会計には損益の概念はありません。

そこで、消費収支計算書において「帰属収入」から「消費支出」を差し引いた「帰属収支差額（＝基本金組入前差額）」を示すことが考えられます。この趣旨は、基本金の充実が必要ですが、充実に当たっては、帰属収入（学校法人の負債とならない収入）と消費支出（学校法人の費用）とを比較することにより、より厳格に財政状況を見極めた上で、基本金の充実を判断しようとする決定プロセスを反映させようとするものです。

この帰属収支差額の状況については、事業報告書 - 財務の概要 - 2.経年比較 - 消費収支計算書に掲載しておりますので併せてご参照ください。